

団体定期保険半年払保険料併用特約条項

アクサ生命保険株式会社

団体定期保険半年払保険料併用特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、団体定期保険契約の締結または更新の際に締結することにより、保険料を月払および半年払の併用によって払い込むことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始期)

第1条 保険契約者は、団体定期保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結または更新の際、この特約を付加して、保険料の払込方法を月払および半年払の併用とすることができます。この場合、その保険契約は次の各号からなるものとします。

- (1) 月払保険料に対応する部分（以下「月払保険部分」といいます。）
 - (2) 半年払保険料に対応する部分（以下「半年払保険部分」といいます。）
2. 保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合には、この保険契約の契約日または更新日の属する月および半年単位の応当月に払い込むべき半年払保険部分の保険料を「6月と12月」もしくは「7月と1月」または「8月と2月」に払い込むことができます（以下「賞与時払」といいます。）。
3. 主契約に適用される普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める「責任開始期および契約日」の規定は、「第1回保険料」を月払保険部分の保険料として準用します。
4. この特約が締結された最初の半年払保険部分の保険料が、払い込まれない間に保険金の支払事由が生じた場合には、この保険契約の最初の半年払保険部分の保険料が払い込まれたときに限り、半年払保険部分の保険金を支払います。
5. この特約を付加する場合には、当会社の定める事項について、あらかじめ、当会社と協議して定めることを要します。

(賞与時払の払込保険料)

第2条 賞与時払の半年払保険部分の払込保険料は、当会社の定める保険料計算に基づく保険料とします。

(保険料の払込)

第3条 この特約が付加された保険契約の半年払保険部分の保険料払込期日は、月払保険部分の保険料払込期日と同一とします。

2. 第2回以後に払い込む保険料は、半年払保険部分の保険料を払い込むべき月以外は月払保険部分の保険料とし、半年払保険部分の保険料を払い込むべき月は、月払保険部分の保険料と半年払保険部分の保険料の合計額とします。

3. 前項にかかわらず、この保険契約の半年単位の契約応当日（主契約の更新の際この特約を締結した場合には、その更新日を除きます。）から、その直後に到来する賞与時払の保険料払込期日までの間に、保険金の支払事由が生じた場合には、その被保険者についての賞与時払の保険料を払い込むことを要します。この保険料が払い込まれたときに限り、保険金を支払います。

（猶予期間および保険契約の失効）

第4条 前条に定める払込期日の属する月の翌月末日までを猶予期間とします。

2. 前項の猶予期間中に前条第2項の保険料が払い込まれなかった場合には、この保険契約は、払込期日にさかのぼって効力を失います。

（保険料率の変更）

第5条 当会社と保険契約者の協議によって、この特約の払込方法を月払に変更するときは、将来の保険料を当会社の定める月払保険料率に変更します。

（中途加入）

第6条 主約款の規定によってこの保険契約に中途加入する被保険者については、この特約の取扱を行いません。

（解約）

第7条 保険契約者は、いつでも将来に向けてこの特約を解約できます。ただし、月払保険部分または半年払保険部分のみの解約は取り扱いません。

2. 保険契約者は、この保険契約を半年単位の契約応当日から、その直後に到来する賞与時払の保険料払込期日までの間に解約する場合には、その賞与時払の保険料を払い込むことを要します。

（半年払保険部分の増額または減額）

第8条 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、当会社の定める範囲内で、この保険契約の全部または一部の被保険者について、次の半年単位の契約応当日から、半年払保険部分の死亡保険金額を増額または減額することができます。

2. 前項によって増額または減額の取扱を行う場合には、主約款第35条（死亡保険金額の増額）または第36条（死亡保険金額の減額）の規定を準用します。

(被保険者の脱退)

第9条 主約款の規定によって被保険者がこの特約が付加された保険契約から脱退した場合は、その被保険者に対する保険料が払い込まれた半年払保険部分の契約上の責任は次の半年単位の契約応当日の前日までとします。

(特約の更新)

第10条 この特約は、主契約の更新の際、保険契約者または当社が別段の通知をしない限り、主契約とともに更新されます。

(主約款の規定の準用)

第11条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。